

生殖 / 医療と家族援助

～多様なジェンダーの苦悩～

荒木晃子

LGBT などの性的指向・性自認について、本人の了解を得ず暴露する「アウティング」をご存じだろうか。アウティングがもたらす苦悩は、当事者の死に直結する危険性があることを。

教育現場のアウティング事件

2015 年、国立大学・法科大学院の男子学生の A さんが、同性愛者であることを同級生に暴露された後、転落死した事件があった。遺族の代理人弁護士によると、A 氏は 2015 年 4 月、同性の同級生 B 氏に恋愛感情を告白した。同級生は「付き合うことはできないけど、これからもよき友だちでいて欲しい」と返事をする。その後、クラスの友人達でつくる LINE グループに B 氏が投稿した内容で、メンバーは A 氏がゲイであることを知ることとなる。そのことが原因で、A 氏は心身に不調をきたし、同年 8 月、授業中に校舎のベランダを乗り越え転落死したのである。

遺族が起こした裁判で同級生側は「第三者に言うてはならない義務はない」と、アウティングに違法性はないと説明し、A 氏のカウンセリングを実施していた大学側も「被害者の死は突発的な自殺行為で予測不可能だった」と主張しているという。

青年を死に追いつめる結果を招いた「アウティング」という行為に関し、法廷で違法性のあるなしの審判を下すことは、遺族にと

って必要不可欠であろう。しかし、人の行為が、結果として招いた「当事者の死」に、法的責任のあるなしで終息を迎えられると思えない。

語ることのリスク

一橋アウティング事件にあるように、A 氏は、自身が同性愛者であることを語らなければ、結果は変わっていたであろうことは容易に推測でよう。思うに、A 氏にとって、「語らない」ことは、「自分を隠し続ける」ことであっただのかもしれない。「自分を語ることの大切さ」は、心理学でいうところのアサーティブに生きることにつながる。ありのままの自分を語る力を身につけることは、自分らしく、偽りのない人生を送ることを目指すために大切なポイントでもある。その力を持っていた A 氏だからこそ、B 氏に対する愛情をそのまま正直に、まっすぐに伝えたのであろう。その気持ちを想うと、いたたまれなさと同時に、健気で愛おしい思いが A 氏に対して湧いてくる。

今更ながらではあるが、語らなければ生じないリスクを承知で、語ることを選んだ A 氏の強さと勇気を、筆者は賞賛したい。

言葉で語ることに伴うリスクがあるように、行動に伴うリスクがあることも、多くの人の知るところであろう。こと、セクシュアルマイノリティ当事者は、自身の行動(行為)が直接偏見や差別を生むことにつながるリスクがある

ことを、当事者のみならず、当事者の家族、援助者も知ることが必要かもしれない。そのことを、自らの経験から得た知見で語った男性が存在していた。

行動することのリスク

2017年5月5日、明治大学で開催された「一橋アウトティング事件の討論会」で、法学部 鈴木賢教授が語った「自身がアウトティングされた17年前の体験」を以下に紹介する。

「当時は北海道大学の教授でしたが、台湾から来た同性のパートナーと結婚式のまねごとをしました。そのことを週刊新潮に『台湾人男性と結婚披露 北大教授の評判』として、“危ない橋を渡った人、渡らなかった人”というコーナーで取り上げられました。『同性愛者の癖に北大の教授をしている』と、からかう内容でした。このゴシップ記事が出てから、あらゆる学生や同僚にも私が同性愛者だということが知られるようになりました」

周囲の理解もあり鈴木教授は、大学の勤務を継続し現在に至る。その体験を踏まえて、A氏が死を選んだことについて以下のように訴えた。

「彼は同性愛者だから自殺に追い込まれたのでしょうか。私はそうではないと思います。彼を自殺に追い込んだのは大学であり、この社会です。同性愛者であるから苦悩が生まれるわけではありません。社会や同性愛を異端視し、差別する視線が同性愛者を死に追いやっているのです。それを変えない限りは、悲劇が繰り返されます。学校・職場・地域での啓発活動が重要です。異性愛だけが正常で

はありません。そもそも多様なセクシュアリティの人がいるということを前提にしないといけない。被害者の死を無駄にはできない」
(2017.5.5ハフポスト日本版)

うえの記事からは、教育現場とメディアに向けた大いなる反省への示唆と、今後のあり方への提言を読み取ることができよう。

医療現場のアウティング事件

2019年8月30日、関西の某病院を経営する医療法人に慰謝料の損害賠償等を求める訴状が大阪地裁に提出された。原告は、性同一障害で性別を変更したことを勤務先の病院で本人の同意なく明かされ、同僚らの言動で精神的な苦痛を受けたとする女性である。

他人の性に関する情報を(本人の)同意なく明かす「アウトティング」をめぐる訴訟であった。原告は、産まれたときの性である男性として生きることに違和感を覚え、制定された特例法にのっとり性別適合手術を受けたトランス女性でもある。特例法の手術要件をクリアし、「生殖腺がないこと、または生殖腺の機能を永続的に欠く状態にあること」から、戸籍の性別を女性に改め氏名も変更したという。その8年後、某病院で看護助手として働き始めたという。

勤務に就いた約2週間後、上司から、共に働く同僚に、「元男性と明かしていいか」を尋ねられた際に本人の明確な同意はなかったが、その意志もむなしく勝手にアウトティングされたという。アウトティング後は、同僚から、女性更衣室を使うのは気持ち悪い、下半身を見せられるよう求められたこともあったという。(毎日新聞朝刊2019.8.31)更に、結婚し

て夫の性が変わった際中傷されるなど、度重なる同僚の行為により精神的に追い詰められ、2019年2月病院6階から飛び降り自殺を図り重症を負った。本人は「何故これほど差別を受けるのか、苦しかった」と語っている。医療現場に務める筆者にとっては情けなくも、嘆かわしい事件である。

られない社会が、当事者を死に追い詰め、そのリスクを生み出すのであれば、いま、社会には大きな変革が求められている。間違いなく、我々も再考すべき時が来たようだ。

私見

トランスジェンダーは、一見してセクシャルマイノリティであることが分かってしまうことから、「語らなければ分からないレズビアン・ゲイ・バイセクシャルと同一に考えて欲しくない」という意見を頻繁に耳にする。確かに、黙っていれば分からないマイノリティ当事者と、一見してマイノリティであることが分かってしまう当事者の苦悩を同等に捉え、支援することはむずかしく、その意見には一理あるのかもしれない。しかし、そこに、アウトティングする第三者が介入する、もしくは、本人の行動から性自認や性的指向が可視化され周知された場合は、その限りではない。まさに、この事実は、セクシュアルマイノリティ当事者のリスクを、周囲の人々や社会が作り上げていることの証明であろう。

我々は、レズビアン、ゲイ、バイセクシュアル、トランスジェンダーを問わず、全てのセクシュアルマイノリティ当事者がリスクを覚悟で自らを語り行動する事実を敬意を払い、その勇気ある言動を支援する社会人となるべきではないだろうか。自分を語らず、愛する人に正直に思いを伝えず、共に暮らす大切な人との関係を既存の家族概念に閉じ込めて語ることでしかリスクを回避できない社会であってはならない。もし、当事者が生きていくためには「語ることができない」という現状を変え